

お知らせ

森林土木工事及び調査等業務に係る円滑な発注や施工体制の確保に向けた取組

東北森林管理局では、森林土木工事及び調査等業務を迅速かつ着実に実施するため、以下のとおり円滑な発注及び施工体制の確保に向けた取組を進めています。

なお、詳細については、該当するそれぞれの入札公告及び入札説明書等で確認願います。

○ 森林土木工事及び調査等業務共通

1. 発注見通しの速やかな公表の徹底

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について（平成13年4月27日付け大臣官房経理課長通知）等の定めるところにより、予算成立後速やかに公表することを徹底します。

また、受注者側の人材の早期確保及び資材調達への配慮、工事着工等までの十分な期間の確保、不稼働日等を踏まえた適切な工期等設定に資することで、入札不調・不落を回避する観点から、予算成立前にあたっては、予算が成立し示達がなされることを条件とした「発注予定情報」を適宜公表してまいります。

2. 施工時期等の平準化

施工時期等の平準化を図るため、早期発注に努めてまいります。

3. 受注者との協議の迅速化

事業の円滑な実施のため、受注者から協議等があった場合には、ワンデーレスポンスを徹底し、書面等により速やかかつ適切な回答に努めることにします。

4. 総合評価落札方式に係る評価基準の取扱い

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年は、各種講習会、研修会等の中止等がなされ、技術者等の継続教育（CPD）に取り組む機会が例年よりも減少したところです。

この状況を鑑み、令和3年3月1日から令和4年3月31日までに入札公告を行う工事及び令和3年4月1日から令和4年3月31日までに入札公告を行う調査業務における総合評価落札方式の評価基準は、以下のとおり設定します。

(1) 森林土木工事

評価項目の「継続教育（CPD）の取組状況」において、「過去1年間」から「過去2年間」と設定します。

(2) 調査等業務

評価項目の「技術者の継続教育（CPD）」において、「過去1年間」から「過去2年間」と設定します。

5. 情報共有システムの試行

森林土木工事及び調査等業務における受発注者間のコミュニケーションの円滑化、受発注者の事務負担の軽減等を目的として、受注者側に情報共有システム活用の要望がある場合については、積極的に活用するよう試行することとし公告しています。

【平成30年10月1日以降の公告から適用】

○ 調査等業務

1. 森林土木工事に係る調査等業務（総合評価落札方式）

東北森林管理局管内の森林管理署等が発注した「災害復旧調査等業務」の受注実績がある場合、これまでは、森林管理局が認定する大規模災害に限定していたところではありますが、今後は、全ての災害復旧調査業務について受注実績とし評価します。

【令和3年4月1日以降の公告から適用】

○ 森林土木工事

1. 総合評価落札方式（同時提出型）の試行

総合評価落札方式（同時提出型）の試行の対象となる工事については、総合評価落札方式により実施される工事のうち、技術提案（簡易な施工計画を含む）を求める案件を対象としております。【平成31年3月1日以降公告から適用】

詳細は、公売・入札に関するお知らせに掲載の平成31年2月12日公表資料をご覧ください。

2. 総合評価落札方式「簡易型（運用版）」適用の見直し

総合評価落札方式により実施する森林工事であって、比較的難易度が低いもののうち、次のいずれかに該当する場合は、技術提案（簡易な施工計画）の評価を省略した「簡易型（運用版）」により公告してまいります。

（1）予定価格が1億円未満の工事

（2）継続の事業箇所で既施工箇所と施工内容が類似する等、特に技術提案を求める必要がないと認められる工事

【令和3年3月1日以降の公告から適用】

3. 入札時における提出書類の簡素化

森林土木工事の一般競争入札に参加申請される際の事務負担軽減のため、提出書類の簡素化を図ってまいります。【令和2年12月1日以降の公告から適用】

4. 競争参加資格に係る同種工事の実績の緩和

これまで治山工事区分ごとに定めていた同種工事の実績要件を「森林整備を除く治山工事」に一本化します。【令和2年2月1日以降の公告から適用】

5. 主任技術者の専任に係る取扱いの緩和

工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分以内の近接した場所において、同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。

なお、この場合において、兼務が認められる工事は、東北森林管理局署発注の林道新設工事・林道改良工事、災害復旧工事及び森林整備を除く治山工事とし、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任の配置を要する工事を含む場合には、最大3件までとします。ただし、監理技術者には適用しません。【令和2年2月1日以降の公告から適用】

6. 監理技術者の専任義務の緩和に係る要件

監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として別途示す知識及び能力を有すると認められる者を当該工事現場に専任で置くときの監理技術者「特例監理技術者」は、専任でなくともよい取扱いとします。【令和2年12月以降の公告から適用】

詳細は、公売・入札に関するお知らせに掲載の令和2年12月公表資料をご覧ください。

7. 治山・林道工事に係る支障木及び倒木処理

支障木処理及び倒木処理については、伐採集積等に要する期間を適切に工期に反映させるとともに、支障木の処理作業等に直接必要な費用（伐倒、玉切り、運搬、集積等）について、直接工事費に積算計上します。

なお、既に契約及び公告済みの工事等で、支障木処理費用が直接工事費に計上されていない場合は、監督職員と協議のうえ設計変更での対応とします。

【令和3年2月4日以降の公告から適用】

8. 工事現場の遠隔臨場の試行

監督職員等が工事現場で行う段階確認、材料検査、立会等について、受発注者の業務効率化を図るため、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して行う遠隔臨場を試行してまいります。令和3年度については、工事契約後に監督職員と協議のうえ、対象工事を決定することにしています。

9. 入札公告配付資料について

全ての工事について、これまでの掲載資料に加え公表用設計書（金抜き設計書）や工種別数量内訳書等を掲載してまいります。

【令和3年2月以降の公告から適用】

10. 週休2日工事の適用

全ての工事において、当初積算時から4週8休以上の徹底を前提とした補数係数により工事費の積算を行い、受注者希望方式として発注しています。

【令和3年1月1日以降の公告から適用】

詳細は、公売・入札に関するお知らせに掲載の令和3年1月26日公表資料をご覧ください。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に資するため、日最高気温の状況に応じた現場管理費率の補正を行います。

【令和3年1月1日以降の公告から適用】

詳細は、公売・入札に関するお知らせに掲載の令和3年1月26日公表資料をご覧ください。

12. 三者会議の積極的な実施

三者会議は、工事の発注者、受注者（工事の施工者）及び設計者（工事の設計を担当した測量・建設コンサルタント）の三者で構成し、工事目的、設計意図・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行い、工事の品質を確保するとともに、円滑な事業執行を目的として積極的に開催するものとします。

なお、開催にあたっては、発注者からの指示での開催のみならず、工事受注者からの協議であっても、必要と判断される場合は開催するよう取り組んでまいります。

13. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底

円滑な発注及び施工体制の確保に向けた各種取組に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底するとともに、当該対策に係る費用を上乗せするなど柔軟に契約変更を行うものとするほか、一時中止等の希望があれば工期延長を行うなど必要な措置を適切に実施します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う資金需要の増加を踏まえ、円滑な工事代金の流通によって施工体制の確保を図るため、前金払及び中間前金払の活用推進に取り組めます。

問い合わせ先

総務企画部	経理課	専門官（契約適正化）	電話018（836）2084
計画保全部	治山課	設計指導官	電話018（836）2260
森林整備部	森林整備課	設計指導官	電話018（836）2163